（代理人）

第十一条　代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

2　代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、速やかに、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

（証拠の閲覧の手続）

第十二条　法第五十二条第一項の規定による閲覧の求めについては、当事者は、様式第一号による書面を委員会に提出して行うものとする。

2　委員会は、法第五十二条第一項の閲覧について、その方法を指定することができる。

3　委員会は、法第五十二条第三項の規定により閲覧について日時及び場所を指定したとき並びに前項の規定により閲覧の方法を指定したときは、速やかに、その旨を当事者に通知しなければならない。この場合において、委員会は、指定する日時、場所及び方法について、意見聴取の期日における当該当事者による意見陳述等（法第五十六条第一項に規定する「当事者による意見陳述等」をいう。以下同じ。）の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

4　委員会は、当事者に対し、法第五十二条第二項の証拠の標目を書面で通知しなければならない。

5　第一項から第三項までの規定は、法第五十二条第二項の閲覧について準用する。

6　指定職員は、法第五十二条第二項の閲覧について日時が指定されたときは、法第五十六条第一項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな意見聴取の期日として定めるものとする。

（証拠の謄写の手続）

第十三条　法第五十二条第一項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、意見聴取に係る事件について委員会の認定した事実を立証する証拠のうち、次に掲げるものとする。

一　法第四十七条第一項第三号の規定により当事者又はその従業員に提出を命じた場合において提出された帳簿書類その他の物件及び当事者又はその従業員が任意に提出した帳簿書類その他の物件

二　法第百一条第一項の規定により当事者又はその従業員が任意に提出し又は置き去った物件を領置した場合におけるその領置した物件及び法第百二条第一項又は第二項の規定により当事者又はその従業員から差し押さえた物件

三　法第四十七条第一項第一号の規定により当事者又はその従業員を審尋した場合におけるその公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）第十一条第一項に規定する審尋調書及び当事者又はその従業員が任意に供述した場合におけるその同規則第十三条第一項に規定する供述調書

四　法第百一条第一項の規定により当事者又はその従業員に対して質問した場合におけるその結果を記載した調書

2　前条の規定は、法第五十二条第一項及び第二項の謄写について準用する。

（意見聴取を主宰する職員の指定の手続）

第十四条　法第五十三条第一項に規定する意見聴取を主宰する職員の指定は、法第五十条第一項の規定による通知の時までに行うものとする。

2　指定職員が死亡し又は心身の故障その他の事由により意見聴取を継続することができなくなったときは、委員会は、速やかに、新たな職員を指定しなければならない。

3　委員会は、法第十七条の二の規定による命令をしようとするときは、法第五十三条第二項に定める職員のほか、同条第一項に規定する事件に係る報告書若しくは届出の受理に関する事務又は議決権の取得若しくは保有の認可並びにこれらの取消し及び変更に関する事務に従事したことのある職員を意見聴取を主宰する職員として指定することができない。

4　委員会は、指定職員を指定したときは、指定職員の氏名を当事者に通知しなければならない。

（事務補助者）

第十五条　委員会は、その職員に指定職員の事務の補助を行わせることができる。

2　法第五十三条第二項及び前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（期日に先立つ書面等の提出）

第十六条　指定職員は、必要があると認めるときは、意見聴取の期日に先立ち、当事者に対し、法第五十四条第二項の規定により期日において陳述しようとする事項を記載した書面、提出しようとする証拠又は審査官等に対し質問しようとする事項を記載した書面の提出を求めることができる。

（意見聴取の期日における意見陳述等の制限及び秩序維持）

第十七条　指定職員は、意見聴取の期日に出頭した者が意見聴取に係る事件の範囲を超えて、意見を陳述し、又は証拠を提出するときその他意見聴取の適正な進行を図るためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その意見の陳述又は証拠の提出を制限することができる。

2　指定職員は、前項に規定する場合のほか、意見聴取の期日における秩序を維持するため、意見聴取の進行を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（証拠の提出方法）

第十八条　法第五十四条第二項又は法第五十五条の規定による証拠の提出は、当事者の氏名又は名称、住所又は所在地、事件名、証拠の標目及び証明すべき事項を記載した書面を添付して行うものとする。この場合において、供述を証拠として提出するときは、供述者が署名押印した文書をもって行わなければならない。

（陳述書の記載事項）

第十九条　法第五十五条の規定による陳述書の提出は、当事者の氏名又は名称、住所又は所在地、事件名並びに法第五十条第一項第一号及び第二号に掲げる事項についての意見を記載した書面により行うものとする。

（意見聴取調書及び意見聴取報告書の記載事項等）

第二十条　法第五十八条第一項に規定する調書（以下「意見聴取調書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事件名

二　当事者の氏名又は名称

三　意見聴取の期日及び場所

四　指定職員の氏名及び職名

五　第十五条第一項の職員の氏名及び職名

六　意見聴取の期日に出頭した者の氏名及び職名、立ち会った通訳人の氏名並びに出席した審査官等の氏名及び職名

七　当事者が意見聴取の期日に出頭しなかった場合にあっては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無

八　法第五十四条第一項の審査官等による説明の要旨及び意見聴取の期日における当事者による意見陳述等の経過

九　法第五十条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に対する当事者の陳述（法第五十五条の規定により提出された陳述書における意見の陳述を含む。）の要旨

十　証拠が提出された場合にあっては、その標目

十一　その他参考となるべき事項